

埋蔵文化財に関する手続きについて

● 開発予定地が「周知の埋蔵文化財包蔵地」(遺跡内)の場合

大和高田市には、多くの「周知の埋蔵文化財包蔵地」(遺跡)があります。この範囲内で工事を行おうとする場合、『文化財保護法』(第93条)の規定により、「埋蔵文化財発掘の届出」(発掘届)を提出する必要があります。この届出は、発掘調査の要、不要にかかわらず、**工事着手の60日前までに**市教育委員会を経て奈良県文化財担当部局に届け出なければなりません。届出は**3部**(市教育委員会宛、奈良県文化財担当部局宛、奈良県立橿原考古学研究所宛)必要になります。

届出の際、添付していただく資料は以下の通りです。

- 位置図 1/2500程度の地図に位置を示したもの。
- 工事図面 配置図、平面図、基礎断面図、基礎伏図等、切土・盛土の状況を示す図。
- 埋設管の状況を示す図面。

※浄化槽等の地下掘削を必要とするものは、別途浄化槽設置基礎断面図等を添付してください。設置位置については、配置図に記入してください。

※地盤改良等の工事を必要とする場合は、地盤改良の深さや位置を表した図面を添付してください。

※図面はすべてA4あるいはA3をお願いします。

● 「発掘届」提出後

「発掘届」の提出後、奈良県文化財担当部局から通知(発掘調査・工事立会・慎重工事)が届きます。通知が届くまで、1ヶ月程度の日数を要しますのでご注意ください。

● 開発予定地が「周知の埋蔵文化財包蔵地」以外の場合

埋蔵文化財包蔵地の範囲は、あくまで現状の推定範囲であり、調査の進展によって適宜変更が加えられていきます。埋蔵文化財包蔵地以外の地域であっても、新たに遺跡が発見されると、所定の手続きを経て「周知の埋蔵文化財包蔵地」(遺跡)として扱われます。

※注意事項

発掘調査以外で埋蔵文化財と認められるものを発見した場合は、大和高田市教育委員会を通じて奈良県文化財担当部局に届け出なければなりません。奈良県文化財担当部局は、その遺跡(埋蔵文化財包蔵地)に対し発掘調査の必要があると認める場合は、最高6ヶ月間、その場所の現状を変更する行為に対して停止または禁止を命じることができます。また、以上のような手続きがなされず、工事が進捗した場合も、同様の措置をとることができます。(『文化財保護法』第96条)

「埋蔵文化財発掘の届出」の様式は、生涯学習課文化財係にあります。市のホームページでもダウンロードできます。記入事項に関する留意点については、文化財係にお問い合わせください。

【ダウンロード先】

大和高田市ホームページ、トップページ → 事業者の方へ(左端列) → 開発行為等 → 生涯学習課 → 埋蔵文化財発掘届 (Word・PDF)

大和高田市教育委員会事務局
教育部 生涯学習課 文化財係

〒635-0096 大和高田市西町1-15

TEL: 0745-53-6264

FAX: 0745-53-6364

E-mail: syougai@city.yamatotakada.nara.jp
